

■住宅新築の減額制度(新築した年の12月末までに申告)

居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下の専用住宅や併用住宅、共同住宅(居住部分が2分の1以上)などを新築した場合。

※一戸建て以外の賃貸住宅(アパートなど)は、40㎡以上280㎡以下

●減額される税額と期間

居住部分の床面積120㎡分について、**税額の2分の1が減額**されます。

①一般住宅は新築後3年間 ②3階建て以上の中高層耐火住宅は新築後5年間
※宮城県より認定を受け、平成28年3月31日までに新築した長期優良住宅は、減額の期間が①は5年、②は7年になります。

●申告に必要な書類

・新築住宅に対する減額申告書 ・長期優良住宅認定通知書の写し など

■住宅耐震改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)

昭和57年1月1日以前に建築した住宅で、現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合(工事費50万円を超えるもの)。

●減額される税額と期間 改修した住宅の居住部分の床面積120㎡分について、改修の時期に応じて**税額の2分の1が減額**されます(平成25年～27年の改修は1年度分の減額)。

●申告に必要な書類

・住宅耐震改修減額申告書 ・耐震基準適合証明書(建築士免許証の写し、工事費が分かる書類を添付)、または市役所建設課で発行する固定資産税減額証明書

■住宅省エネ改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)

平成20年1月1日以前に建築した住宅で、平成28年3月31日までに現行の省エネ基準に適合する改修工事を行った場合。ただし、賃貸住宅は除きます。

●対象となる改修工事(工事費50万円を超えるもの)

①窓の断熱改修工事(必須) ②①と併せて行う床や天井、壁の断熱改修工事

●減額される税額と期間 改修した住宅の居住部分の床面積120㎡分について、改修の翌年度に限り、**税額の3分の1が減額**されます。

●申告に必要な書類

・住宅熱損失防止(省エネ)改修減額申告書 ・熱損失防止改修工事証明書(建築士免許証の写しを添付) ・工事内容と費用を確認できるもの

■住宅バリアフリー改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)

平成19年1月1日以前に建築した住宅で、平成28年3月31日までに次の改修工事を行った場合。ただし、賃貸住宅は除きます。

●居住者の要件 次のいずれかの方が申請時に居住していること。

・改修翌年の1月1日現在65歳以上の方 ・障害者手帳をお持ちの方
・要介護または要支援認定を受けている方

●対象となる改修工事(補助金などを除いた自己負担額が50万円を超えるもの)

①廊下の拡幅 ②階段のこう配緩和 ③浴室またはトイレの改良 ④手すりの取り付け ⑤床の段差解消 ⑥引き戸への取り換え ⑦床表面の滑り止め化

●減額される税額と期間 改修した住宅の居住部分の床面積100㎡分について、改修の翌年度に限り、**税額の3分の1が減額**されます。

●申告に必要な書類

・住宅バリアフリー改修工事減額申告書 ・工事内容と費用を確認できるもの
・改修前後の写真 ・補助金または給付金の決定通知書などの写し
・納税義務者の住民票の写し ・居住者要件を満たすことを証明する書類

※**家屋を取り壊した場合は届け出が必要です!** 老朽化などにより家屋を取り壊した場合は「家屋取り壊し届」を提出してください(建物滅失登記をした場合、届け出は不要ですが、登記手続きが年内中に完了しない場合は届け出をお願いします)。

固定資産税・都市計画税の減額制度

住宅を新築またはリフォーム(改修)した場合、一定の要件を満たすと、固定資産税・都市計画税が減額されます。これからのマイホームプランにぜひお役立てください。また、東日本大震災で被災したために取得した代替資産に係る固定資産税の特例措置を行っています。いずれの制度も、申告書などの提出が必要です。手続き方法などの詳細は、税務課固定資産税係(☎22-1313)までお問い合わせください。

いろんな制度があるのね!



■その他の減額制度

●不動産取得税

一定の要件を満たした住宅を購入した場合に減額されます。

☎大河原県税事務所 ☎0224-53-3111

●所得税

確定申告により所得税の還付(住宅ローン減税)を受けることができる場合があります。

☎大河原税務署 ☎0224-52-2202

●国民健康保険税

国民健康保険税の算定は所得のほか、固定資産の所有状況なども関係するため、土地や家屋を取得した翌年以降、国民健康保険税が高くなる場合があります。

☎税務課 ☎22-1313

●東日本大震災(原子力災害を含む)による被災代替資産の特例措置

東日本大震災により滅失、損壊した家屋やその敷地となっていた土地、償却資産の所有者が代替りの資産を取得した場合に固定資産税・都市計画税に対する特例があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

☎税務課 ☎22-1313

※これらの制度は平成26年9月1日現在のものです。

白石市ごみ収集日カレンダー(平成26年10月～平成27年1月分)

※年末年始(12月31日～1月4日)は処理施設が休止のため、ごみの収集をお休みします。☎生活環境課 ☎22-1314

平成26年12月 ※大掃除のごみは分別して指定日に出しましょう。粗大ごみは収集できません。

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
収集曜日	火	月	金	木	金	月	水
ペットボトル (第1曜日)	2日	1日	5日	4日	5日	1日	3日
びん類 (第2・第5曜日)	9日 30日	8日 29日	12日	11日	12日	8日 29日	10日
缶 (第3・第5曜日)	16日 30日	15日 29日	19日	18日	19日	15日 29日	17日
その他のプラスチック (第3曜日)	16日	15日	19日	18日	19日	15日	17日
もやせないごみ (第4曜日)	23日	22日	26日	25日	26日	22日	24日
紙類・容器包装 プラスチック	2・9・16・23 30	1・8・15・22 29	5・12・19・26	4・11・18・25	5・12・19・26	1・8・15・22 29	3・10・17・24
	火・金	月・木	月・木	月・水・木	月・水・木	火・水・金	火・水・金
もやせるごみ	2・5・9・12・16 19・23・26・30	1・4・8・11・15・18・22・25・29			1・3・4・8・10・11・15・17・18 22・24・25・29		2・3・5・9・10 12・16・17・19 23・24・26・30

平成27年1月 ※1月5日の週を第1曜日としています。()は2月上旬の収集日です。

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
収集曜日	火	月	金	木	金	月	水
ペットボトル (第1曜日)	6日 (2/3)	5日 (2/2)	9日 (2/6)	8日 (2/5)	9日 (2/6)	5日 (2/2)	7日 (2/4)
びん類 (第2・第5曜日)	13日	12日	16日	15日	16日	12日	14日
缶 (第3・第5曜日)	20日	19日	23日	22日	23日	19日	21日
その他のプラスチック (第3曜日)	20日	19日	23日	22日	23日	19日	21日
もやせないごみ (第4曜日)	27日	26日	30日	29日	30日	26日	28日
紙類・容器包装 プラスチック	6・13・20・27 (2/3)	5・12・19・26 (2/2)	9・16・23・30 (2/6)	8・15・22・29 (2/5)	9・16・23・30 (2/6)	5・12・19・26 (2/2)	7・14・21・28 (2/4)
	火・金	月・木	月・木	月・水・木	月・水・木	火・水・金	火・水・金
もやせるごみ	6・9・13・16 20・23・27・30 (2/3・6)	5・8・12・15・19・22・26・29 (2/2・5)			5・7・8・12・14・15・19 21・22・26・28・29 (2/2・4・5)		6・7・9・13・14 16・20・21・23 27・28・30 (2/3・4・6)

※不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。

- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに収集所に出してください。
- 「もやせるごみ」と「もやせないごみ」の袋は、中身がどちらかわかるよう袋の表に印を付けて出してください。

※ごみ収集日カレンダーは、目立つところに張ってご利用ください。

※平成27年2月以降の収集日カレンダーは、2月号に掲載する予定です。